⑦　【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)　（略）

(2)　「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第２に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)　（略）

(4)　【ハ．共同住宅等】及び【ニ．複合建築物】の（住宅部分）の「誘導基準一次エネルギー消費量」、「誘導設計一次エネルギー消費量」及び「誘導ＢＥＩ」については、住宅（複合建築物の場合は住宅部分）全体での数値を記載してください。

(5)～(7)　（略）

⑧　【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑨　【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条第１項（同条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下この⑨において同じ。）の10分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑩　他の建築物について作成する場合は、【15. 確認の特例】及び【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。

⑪　（略）

（削る）

⑧　【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)　（略）

(2)　「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第１に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)　（略）

（新設）

(4)～(6)　（略）

⑨　【16. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑩　【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第40条第１項（同条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。）の10分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑪　他の建築物について作成する場合は、【16. 確認の特例】及び【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。

⑫　（略）

５．第四面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②　付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

③　配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。